

第3章 水質汚濁対策

第1節 法律、条例に基づく規制

第1 規制の概要

府域における公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）及び府公害防止条例に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排水について規制を行っている。

1日当たりの最大排水量が50^m以上の特定事業場において特定施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には、瀬戸内海法に基づき許可を要することとされ、併せて事前評価を実施することとなっている。

1日当たりの最大排水量が50^m未満の特定事業場及び届出施設を設置する事業場にあつては、それぞれ水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づき、特定施設及び届出施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には届出を行うべきものとされているほか、特に上水源地域に届出施設を設置する場合には、府公害防止条例においても許可を要することとされており、公共用水域における汚濁負荷量の増加について厳しく事前の審査を行うこととしている。

また、上乘せ条例により、水質汚濁防止法に定める排水基準より厳しい排水基準を定めるとともに、府公害防止条例において汚水に係る規制基準を設定して濃度規制を行っている。さらに、1日当たりの平均排水量が50^m以上の特定事業場（以下「指定地域内事業場」という。）については、濃度規制に加えて化学的酸素要求量（COD）について、「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」（第2節参照）に基づき総量規制を行っている。瀬戸内海法に基づく規制権限は大阪市長に、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場に対する規制権限は大阪市、堺市、東大阪市、吹田市、豊中市、高槻市、八尾市及び枚方市の各市の長に委任されている。

なお、昭和56年11月30日に水質汚濁防止法施行令が改正され新たに特定施設として、冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設等16種類が追加された。

第2 施設設置の現況

1 施設設置の許可及び届出件数

昭和56年度におけるこれらの法律及び条例に基づく許可及び届出の状況は表3-3-1のとおりである。

2 特定（届出）施設の設置工場・事業場の現況

法律、条例に基づく許可及び届出対象工場・事業場数は、昭和57年3月31日現在5,617か所であり、これを水域別、業種別にみると表3-3-2のとおりである。

なお、指定地域内事業場の数は、1,171か所である。

表3-3-1 法律及び府公害防止条例に基づく特定（届出）

施設の許可及び届出状況（昭和56年度）

(1) 瀬戸内海法に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	合計
設置許可		92件	1件	93件
使用届出		13		13
構造変更許可		146	9	155
構造変更届出				
氏名変更届出		145	4	149
汚染状態変更届出		9	2	11
廃止届出		53		53
承継届出		61		61
鉱山等使用届出				
合計		519	16	535

(2) 水質汚濁防止法に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出		66 ^件	3 ^件	18 ^件	35 ^件	7 ^件		7 ^件	21 ^件	9 ^件	166 ^件
使用届出		13	5	11	7	3		5	13	5	62
構造変更届出		28	2	47	19			7	16	6	125
氏名変更届出		34	1	4	10	1	1	8	7	9	75
廃止届出		33	1	7	18	1		7	12	4	83
承継届出		21		14	2		1	9	8	17	72
測定手法届出		536	15	133	42	23	51	69	67	62	998
合計		731	27	234	133	35	53	112	144	112	1,581

(3) 府公害防止条例に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出		93 ^件	3 ^件	41 ^件	42 ^件	3 ^件	6 ^件	17 ^件	45 ^件	4 ^件	254 ^件
使用届出		9	6	9	8	1			3		36
構造変更届出		122	14	75	28		3	14	30	15	301
氏名変更届出		102	6	13	18	3	12	26	25	20	225
廃止届出		58	1	16	26	2	5	19	17	8	152
承継届出		44		25	7		8	16	14	24	138
事故届出					3						3
事故完了届出					3						3
設置許可		28						4		11	43
合計		456	30	179	135	9	34	96	134	82	1,155

表3-1-3-2 法律及び府公害防止条例の対象工場・事業場数

(1) 総括

(昭和57年3月31日現在)

区分	水域	大阪府内										計
		淀川	神崎川(上流)	神崎川(下流)	寝屋川	大河川	大和川(上流)	大和川(下流)	泉(上本郷)	泉(一般)	泉(臨海)	
瀬戸内	適用	18	32	56	80	0	108	24	18	188	22	546
	規制	18	31	55	79	0	107	24	18	187	22	541
	計	83	3	123	121	12	3	23	0	72	40	480
海	適用	82	3	123	120	10	3	22	0	72	38	473
	規制	101	35	179	201	12	111	47	18	260	62	1,026
	計	100	34	178	199	10	110	46	18	259	60	1,014
水質汚濁防止法	適用	60	109	109	430	0	365	53	126	873	21	2,146
	規制	9	8	21	79	0	192	15	20	202	5	551
	計	197	1	242	707	25	5	102	0	419	33	1,731
府公害防止条例	適用	22	0	48	152	8	3	20	0	52	12	317
	規制	257	110	351	1,137	25	370	155	126	1,292	54	3,877
	計	31	8	69	231	8	195	35	20	254	17	868
府公害防止条例	適用	11	20	22	67	0	80	13	57	94	15	379
	規制	1	3	6	17	0	44	1	4	17	5	98
	計	39	0	50	189	7	0	2	0	26	22	335
府公害防止条例	適用	16	0	19	23	4	0	0	0	7	7	76
	規制	50	20	72	256	7	80	15	57	120	37	714
	計	17	3	25	40	4	44	1	4	24	12	174
大阪府	適用	89	161	187	577	0	553	90	201	1,155	58	3,071
	規制	28	42	82	175	0	343	40	42	406	32	1,190
	計	319	4	415	1,017	44	8	127	0	517	95	2,546
委任市	適用	120	3	190	295	22	6	42	0	131	57	866
	規制	408	165	602	1,594	44	561	217	201	1,672	153	5,617
	計	148	45	272	470	22	349	82	42	537	89	2,056

(注) 1 委任市とは、水質汚濁防止法の規定により政令で事務委任されている8市をいう(以下2)-(4)の表について同じ)。
 2 適用欄は最大排水量50m³/日以上以上の工場・事業場数を示す(ただし、瀬戸内海法第5条第1項に基づく政令で定めるものを除く)。
 以下2)の表について同じ)。
 3 規制欄は排水基準の適用を受ける工場・事業場数を示す(以下2)-(4)の表について同じ)。
 4 届出欄のうち、水質汚濁防止法に係るものは瀬戸内海法適用工場・事業場以外の工場・事業場数を示し、府公害防止条例に係るものは同条例に基づく届出施設設置工場・事業場のうち法律適用工場・事業場を除く工場・事業場数を示す(以下3)及び4)の表について同じ)。

(昭和57年3月31日現在)

業種	水城		大和川下流		泉州上水源		泉州一般		泉州臨海		合計	
	大阪府委託市		大阪府委託市		大阪府委託市		大阪府委託市		大阪府委託市		大阪府委託市	
	居	綿	居	綿	居	綿	居	綿	居	綿	居	綿
対 象	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
業	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿	綿
食料品・たばこ製造業	10	25	35	34	1	34	1	97	4	73	1	170
繊維工業又は繊維製品製造業	1	1	2	2	1	2	1	56	22	29	11	85
木材・木製品又は家具製造業	1	1	2					5	5		4	1
パルプ・紙・紙加工品製造業						1				1		
出版・印刷・同関連産業	1	1	2									
化学	1	2	3	1	2	2	4	1	2	1	6	2
石油又は石炭製品製造業												
ゴム製品製造業												
皮革・皮製品製造業	1	1	1									
窯業・土石製品製造業	1	3	4	9	9	32	1	6	1	38	2	5
鉄鋼業	2	2	2	2	1	2	142	44	1	143	44	1
非鉄金属製品製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	20
金属製品製造業	13	7	3	16	8	4	2	14	7	18	3	32
機械器具製品製造業	4	4	1	8	13	13	13	76	74	8	2	84
製造業一般						2	1	1	1	3	2	1
ガス供給業												
畜産業・同サービス業	3	6	9	14	14	28	1	59	87	1		
鉱業												
洗たく業	2	25	27	13	13	81	75	156				
写真業						4	1	5				
水道施設	1	1	1	1	1	2		2				
旅館業	1	2	3	14	14	177	66	243	1			
病院												
自動車分解整備業												
自動式車清洗施設	5	11	16	15	15	94	2	37	131	2	1	1
試験研究機関						10	7	5	17	12		
産業廃棄物処理施設						1						
一般廃棄物処理施設(ゴミ)						3		3	1			
一般廃棄物処理施設(し尿)						6	6	1	7	7	1	1
下水処理施設	5	4	16	21	20	2	2	39	29	27	24	66
下水処理施設	1	1	1	2	2	2	2	2	4	1	1	1
給食												
その他						2		2				
合計	53	15	101	20	154	35	126	20	126	20	873	202
						419	52	1,268	254	21	5	33
						172	1,465	1,731	317	678		

(昭和57年3月31日現在)

業種	水城		大和川下流		泉州上水源		泉州一般		泉州臨海		合 計														
	府・委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市		大阪府 委任市														
	規 出	計	規 出	計	規 出	計	規 出	計	規 出	計	規 出	計													
食品・たばこ製造業	7	1	7	1	1	1	18	2	2	1	3	60	13	121	28										
繊維工業又は繊維製品製造業	43	1	43	1	42	8	1	43	9	2	2	91	10	4	1	95	11								
木材・木製品又は家具製造業	1		1							5	1	1	6	1	13	7	2	20	2						
パルプ・紙・紙加工品製造業																									
出版・印刷・同関連産業																									
化学工業	3	1	3	1	2	4	2	6	2	4	1	3	1	7	2	54	20	66	17	120	37				
石油又は石炭製品製造業							1	1				1	1			10	4	11		21	4				
ゴム製品製造業							1	1								3	2			3	2				
皮革・皮製品製造業																									
窯業・土石製品製造業	3	1	3	1	8		2	1		8	2	1	1	3	2	23	3	22	8	45	11				
鉄鋼業	1		1		2	1				2	1	3	1	3	1	5	2	8		3					
非鉄金属製品製造業							1	1																	
金属製品製造業							1	1		1	1	1	1	1	1	9	3	15	2	24	5				
金属器具製品製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	6	5	10	7	16	12				
製造業一般	1	1	1	1	2					2	1	1	1	1	1	43	15	83	11	126	26				
方 給																									
畜産業・同サービス業	1	4	1	4	3	3	6									18	1	4		22	1				
鋳																									
洗																									
写真業																									
水道施設																									
旅館																									
病院																									
自動車分解整備業																									
自動車車体洗浄施設																									
試験・研究機関																									
産業廃棄物処理施設																									
一般廃棄物処理施設(ゴミ)																									
一般廃棄物処理施設(屎尿)																									
し尿浄化槽																									
下水道浄化施設																									
給食	2	2	2	2	1	9	4	10	19	4	4	4	4	4	4	35	20	34	7	69	27				
その他																									
計	13	1	2	15	1	57	4	94	17	26	7	120	24	15	5	22	7	37	12	379	98	335	76	714	174

第3 検査指導状況

府並びに大阪市等8市の政令委任市においては、昭和56年度には延べ5,730の工場・事業場に対して立入検査を実施し、排水水の採取検査、汚水処理施設の維持管理の改善等濃度基準の遵守について指導を行うとともに、総量規制基準の遵守状況、水質自動計測機器の維持管理等の調査指導を行った。また、夜間の操業状況等を検査するため、夜間パトロールを実施した。

このうち排水基準に適合しないおそれのある3工場に対しては、水質汚濁防止法第13条の規定に基づき改善命令を発して汚水処理施設等を改善させた。

昭和56年度における工場・事業場に対する立入検査状況は表3-3-3のとおりである。

表3-3-3 立入検査状況（昭和56年度）

工場数 府・委任市	立入検査工場・事業場数										改善命令工場・事業場数									
	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
淀川	75						144		217	436										
神崎川	上流	78					8			86										
	下流	199	38			72	283	289		881										
葦屋川	483	68		697				350	49	1,647										
大阪市内河川		48								48	1									1
大和川	上流	431	11	17						459										
	下流	96		102						198	1									1
泉	上水源	43								43										
州	一般	692		656						1,348										
	臨海	172		412						584			1							1
合計	2,269	165	1,187	697	72	283	441	350	266	5,730	1	1	1							3

(注) 立入検査工場・事業場数は延べ工場数である。

第2節 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の推進

水質汚濁防止法第4条の3の規定により策定した化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画（昭和55年3月内閣総理大臣承認。昭和55年大阪府告示第659号）の目標を達成するため、下水道の整備等による生活排水対策と併せて、指定地域内事業場に対する総量規制基準を設定（昭和55年5月大阪府告示第814号）し、新・増設工場・事業場については、昭和55年7月1日から、また、既設工場・事業場については、昭和56年7月1日から適用することにより、産業排水に係る汚濁負荷量の削減に努めた。

なお、総量削減計画の概要は表3-3-4のとおりである。

表3-3-4 化学的酸素要求量に係る総量削減計画の概要

項目	概要																																																
削減目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度 区分</th> <th colspan="2">現状（昭54年度）</th> <th colspan="2">中間目標年度</th> <th colspan="2">目標年度</th> </tr> <tr> <th>負荷量(トン/日)</th> <th>割合(%)</th> <th>負荷量(トン/日)</th> <th>割合(%)</th> <th>負荷量(トン/日)</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活系</td> <td>169</td> <td>65.3</td> <td>161</td> <td>64.1</td> <td>148</td> <td>63.8</td> </tr> <tr> <td>産業系</td> <td>79</td> <td>30.5</td> <td>79</td> <td>31.5</td> <td>74</td> <td>31.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>11</td> <td>4.2</td> <td>11</td> <td>4.4</td> <td>10</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>259</td> <td>100.0</td> <td>251</td> <td>100.0</td> <td>232</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		年度 区分	現状（昭54年度）		中間目標年度		目標年度		負荷量(トン/日)	割合(%)	負荷量(トン/日)	割合(%)	負荷量(トン/日)	割合(%)	生活系	169	65.3	161	64.1	148	63.8	産業系	79	30.5	79	31.5	74	31.9	その他	11	4.2	11	4.4	10	4.3	合計	259	100.0	251	100.0	232	100.0						
	年度 区分	現状（昭54年度）		中間目標年度		目標年度																																											
		負荷量(トン/日)	割合(%)	負荷量(トン/日)	割合(%)	負荷量(トン/日)	割合(%)																																										
	生活系	169	65.3	161	64.1	148	63.8																																										
	産業系	79	30.5	79	31.5	74	31.9																																										
その他	11	4.2	11	4.4	10	4.3																																											
合計	259	100.0	251	100.0	232	100.0																																											
目標年度	目標年度（昭和59年度） 中間目標年度（昭和56年度）																																																
削減目標量 達成の手段	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ア 下水道の整備と処理の高級化 イ し尿処理施設の整備等 ウ し尿浄化槽対策 ② 総量規制基準を設定しその遵守を図る ③ 小規模発生源対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 生活雑排水対策 イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策 ウ 畜産排水対策 ④ その他の対策 <ul style="list-style-type: none"> ア 底質汚泥の除去 イ 監視体制の整備 ウ 調査研究体制の整備 エ 中小企業に対する助成措置 																																																

第3節 大阪湾の富栄養化防止対策の推進

第1 磷及びその化合物に係る削減指導

大阪湾における富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため、瀬戸内海法の規定による、「磷及びその化合物に係る削減指導方針」（昭和55年5月大阪府告示第747号）に基づき、下水道及びし尿処理施設の整備を促進し、また、工場・事業場に対しては磷及びその化合物に係る使用状況報告書並びに削減計画書の提出を求め、凝集沈でん処理施設等磷の除去に着目した処理施設の導入、既設の処理施設の維持管理、磷を含まない副原材料の使用等を指導することにより、その削減に努めた。

なお、磷及びその化合物に係る削減指導方針の概要は表3-3-5のとおりである。

表3-3-5 磷及びその化合物に係る削減指導方針の概要

項目	概要																						
削減の目標	目標年度において公共用水域に排出される磷の量を現状より減少させる。																						
	現状（昭和54年度）																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量等</th> <th>区分</th> <th>生活系</th> <th>産業系</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量 (トン/日)</td> <td></td> <td>10.0</td> <td>3.4</td> <td>0.6</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td></td> <td>71.4</td> <td>24.3</td> <td>4.3</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	排出量等	区分	生活系	産業系	その他	合計	排出量 (トン/日)		10.0	3.4	0.6	14.0	割合 (%)		71.4	24.3	4.3	100.0				
	排出量等	区分	生活系	産業系	その他	合計																	
排出量 (トン/日)		10.0	3.4	0.6	14.0																		
割合 (%)		71.4	24.3	4.3	100.0																		
目標年度	昭和59年度																						
削減の ための方途	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活系に係る方途 <ul style="list-style-type: none"> ア 下水道の整備等 イ し尿処理施設の整備 ウ し尿浄化槽対策の促進 エ 合成洗剤対策の実施（（注）第2参照） ② 産業系に係る方途 <ul style="list-style-type: none"> ア 磷処理施設の導入指導 イ 既設処理施設の維持管理の改善指導 ウ 磷を含む副原材料等の転換等の指導 ③ その他の方途 <ul style="list-style-type: none"> ア 畜産排水についての指導 イ 農業排水、魚類養殖についての指導 ウ 汚泥のしゅんせつ ④ 啓もう指導 																						

第2 合成洗剤対策の実施

大阪湾の富栄養化の防止を目的に、生活排水中の^{りん}リン削減対策の一環として、一般家庭等において使用される合成洗剤中に含まれる^{りん}リンを削減するため、昭和55年1月に、「大阪府合成洗剤対策推進要綱」を策定した。

これにより、大阪府は府民に対して洗剤の減量使用と石けん等^{りん}リンを含まない洗剤の使用促進を図ることとして、広く府民運動として発展させるためポスター及びリーフレット等を作成するとともに、各種広報媒体を通じて啓発・普及活動を行った。また、率先して府の施設において合成洗剤を使用しないことを徹底している。一方、洗剤の製造・販売業者に対しては石けんの安定供給・定置販売等について要請を行った。更に、市町村との協力体制をとるとともに、消費者団体等との連携を図りながら合成洗剤対策の一層の推進を期している。

第4節 下水道の整備

第1 第5次下水道整備5ヵ年計画の推進

下水道は都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するのみでなく、河川、海域等の公共用水域の水質保全に欠くことのできない施設である。

近年の著しい都市化現象に伴う府域における公共用水域の水質汚濁対策として、下水道の整備を強力に推進するため、下水道整備緊急措置法（昭和42年法律第41号）に基づく国の施策に合わせて第1次下水道整備5ヵ年計画（昭和38～42年度）から逐次、第2次、第3次、第4次の計画を策定して、その整備を図ってきた。

これに続き、昭和56年度を初年度とする第5次下水道整備5ヵ年計画を策定し、流域下水道、公共下水道等の整備促進に努めている。

昭和56年度末における下水道の普及状況（処理人口普及率。以下同じ。）は大阪市域では98.1%、大阪市域を除く府下の地域では33.6%で、府全域では53.7%となり、前年度から0.6ポイントの進ちよくをみせている。

第2 下水道の整備事業

1 流域下水道

多くの市町村の市街地が隣接し、連なっている地域においては、市町村ごとに下水道を整備するよりは、河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備することが合理的かつ経済的である。

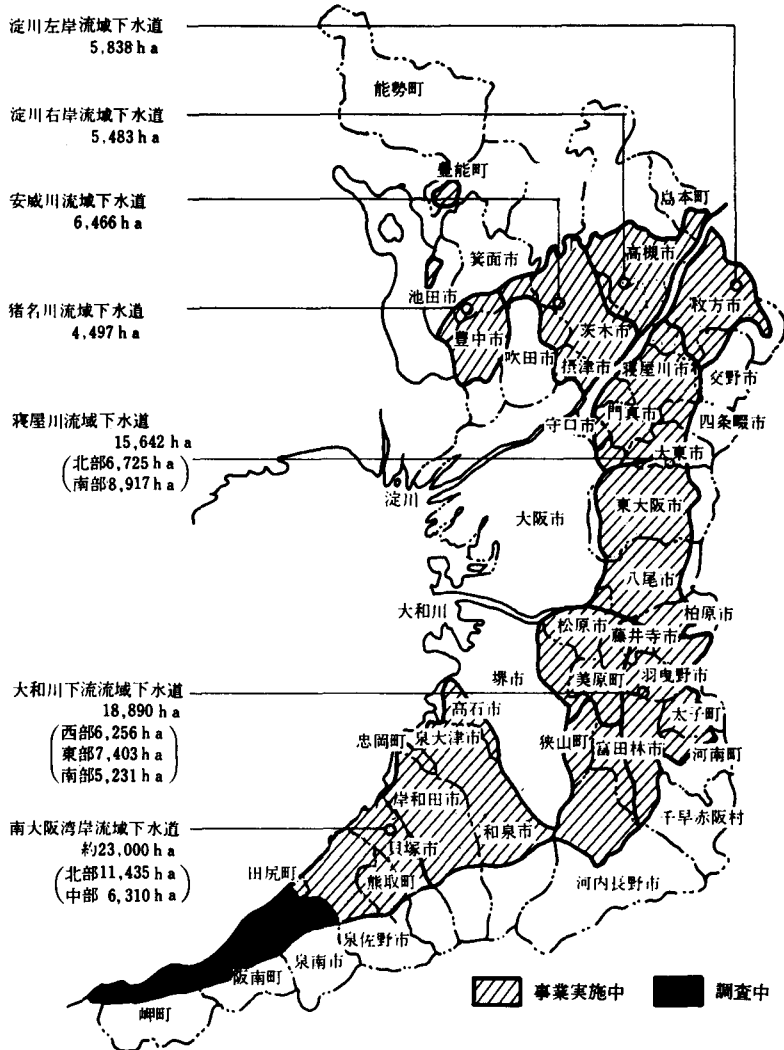
府においては、このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進し

てきた（図3-3-1）。

昭和56年度においては猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、淀川左岸流域、寝屋川流域、大和川下流流域及び南大阪湾岸流域の7流域において、引き続き流域下水道事業（総事業費425億6,480万円）を実施した（表3-3-6）。

図3-3-1 府が事業実施している流域下水道の区域

(昭和57年3月31日現在)



2 公共下水道

市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し、家庭し尿を水洗処理するためには、下水を下水道に排出させて終末処理場において処理する必要がある。

昭和56年度においては、大阪市ほか26市5町1組合及び府企業局で総額886億円（うち府補助金9億8,800万円）で公共下水道事業が実施された。

昭和56年度末の府域における下水道の普及状況（行政区域内人口に対する比率）は、処理人口については53.7%であるが、大阪市（98.1%）を除けば、33.6%にとどまっている。また、排水人口については55.8%であり、大阪市（98.1%）を除くと36.6%である（図3-3-2及び図3-3-3）。

図 3-3-2 公共下水道普及状況

(昭和57年 3月31日現在)

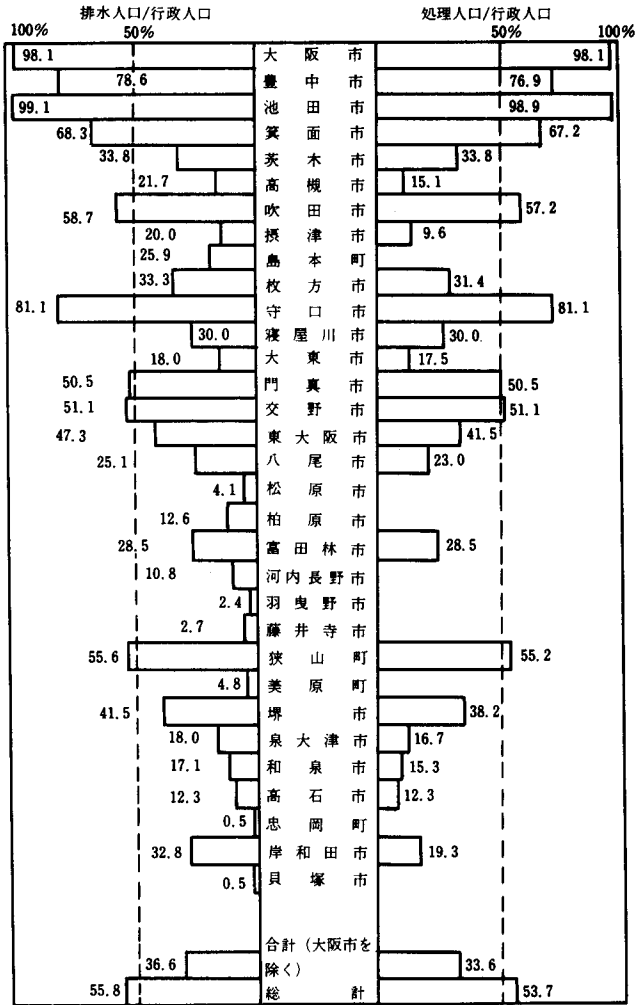
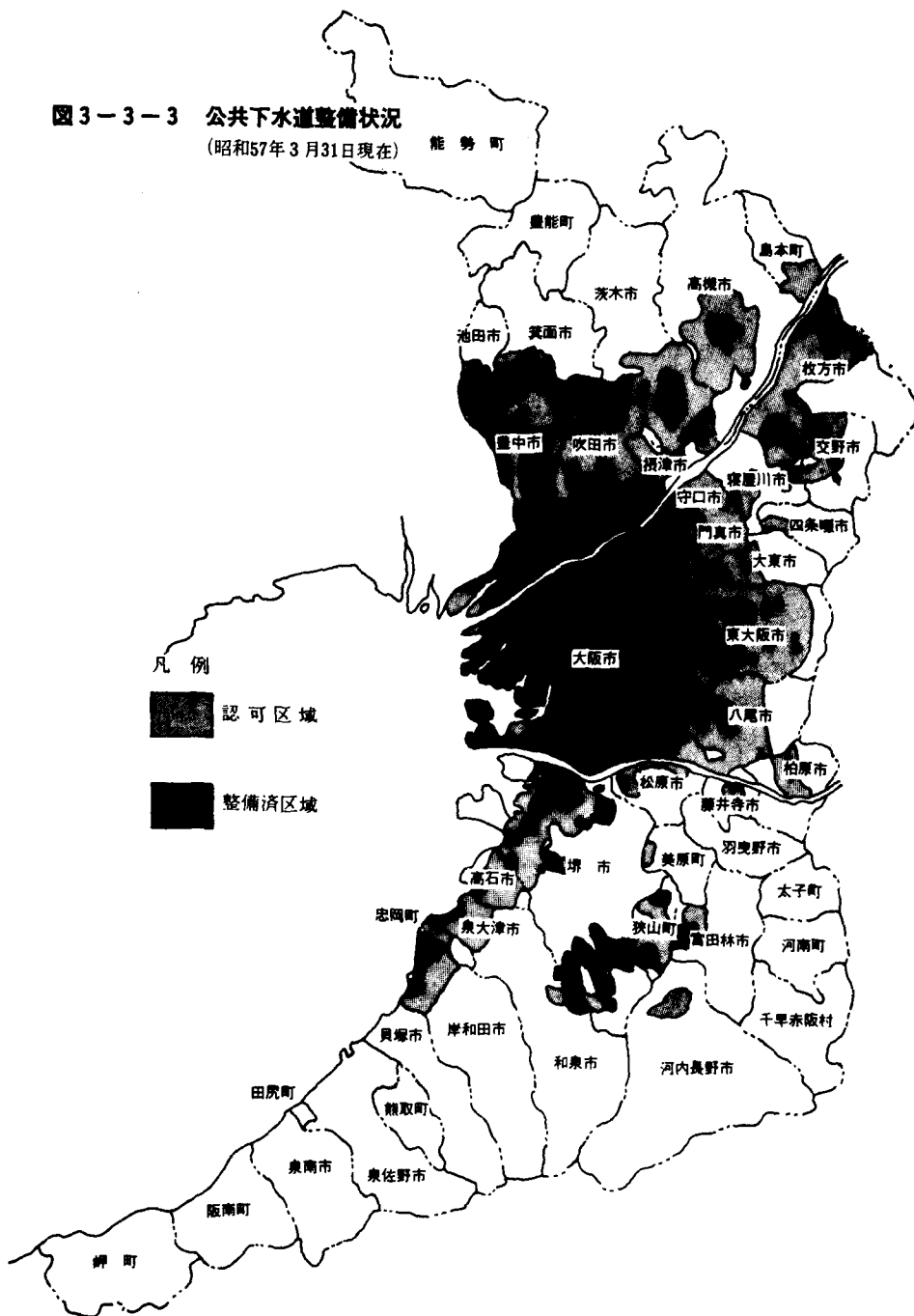


图 3-3-3 公共下水道整備状況
(昭和57年3月31日現在) 能勢町



3 都市下水路

都市下水路は市街地において雨水を排除する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和56年度においては、高槻市を始め11市1町1組合において総額25億2,260万円で21水路について都市下水路整備事業が実施された。

4 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、農山漁村の主要な集落、湖沼周辺等において環境保全のため、特に緊急に実施する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和56年度には池田市において総額2億8,300万円で特定環境保全公共下水道事業が実施された。

第5節 河川、港湾等の浄化

1 都市河川浄化事業及び河川環境整備事業

河床に沈でんした汚では、河川の水質を悪化させるとともに、硫化水素ガス等による悪臭の発生原因となっている。このため、昭和56年度において神崎川、第二寝屋川等の汚でい約5万5,000㎡をしゅんせつし、府下の各河川においても堆積土砂の除去を行ったほか、今川導水路の建設事業を完成させた。

また、不法投棄等により河川の堤防敷地内に堆積し、又は水面に浮遊するじんかい等の清掃を実施するとともに、河川パトロールを強化して、汚物、じんかい等の不法投棄の取締りを行った。

さらに、府民に意識の高揚を呼びかけるため、河川敷への不法投棄の防止の立札を設置したほか、河川愛護精神の啓発用ポスター（6,000枚）の配布等を行った。

2 港湾の浄化事業

堺泉北港における船舶から排出される油・ごみ及び河川から流入するごみ等を総合的に処理する施設として堺泉北港船舶廃油処理場を堺第7-3区埋立地内に設置し、その施設運営並びに油回収船、清掃船の運営については、社団法人大阪府清港会に委託して港湾の浄化に努めた（表3-3-7）。

表3-3-7 港湾浄化事業実施状況（昭和56年度）

(1) 廃油処理実績

区分	水バラスト	ビルジ	コレクトオイル	合計
隻数	3	140	34	177
処理量（㎡）	6	272	26.4	304.4

(2) じんかいの処理実績

区 分	北泊地	西泊地	南泊地	浜泊 寺地	浜水 寺路	大泊 津地	大津南泊地	合 計
出 動 回 数	111	96	95	16	13	20	13	364
回 収 量(m ³)	879	246	288	20	7	13	45	1,498

3 港湾の緑化事業

昭和48年度から港湾の環境整備事業として堺泉北港及び阪南港の公共ふ頭に緑地の建設を行っており、昭和56年度には泉北7区の先端公園及び阪南1区の緑地の建設を行うとともに、樹木のせん定、かん水等の維持管理を行った(表3-3-8)。

表3-3-8 緑地整備の進ちょく率

地 区	全 体 計 画 (昭和48~65年度)	昭和55年度まで の 実 績	昭 和 56 年 度	昭 和 56 年 度 まで の 進 ちょ く 率	
堺 泉 北 港	泉 北 1 区	2,590m ²	2,590m ²	100%	
	泉 北 4 区	3,670	3,670	100	
	泉 北 5 区	46,300	28,685	0m ²	62
	泉 北 6 区	128,000	0	0	0
	泉 北 7 区	77,000	37,851	4,340	55
	計	257,560	72,796	4,340	30
阪 南 港	阪 南 1 区	220,000	44,005	15,199	27
	岸 和 田 地 区	1,500	1,500	-	100
	忠 岡 地 区	7,300	7,300	-	100
	木 材 地 区	6,550	6,550	-	100
	計	235,350	59,355	15,199	32
合 計	492,910	132,151	19,539	31	

4 浄水場の沈でん汚でい処理

水質汚濁防止対策の一環として、村野、庭窪、大庭及び三島浄水場における沈でん汚でいの処理を実施しており、昭和56年度においては、各浄水場において沈でん汚でい約7万9,400トンの処理を行った(表3-3-9)。

表3-3-9 浄水場沈でん汚でい処理状況(昭和56年度)

(単位:トン)

浄水場名	村野	庭窪	大庭	三島	計
処 理 量	58,430	6,387	12,867	1,691	79,375

第6節 公共用水域の監視等

第1 公共用水域の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条及び府公害防止条例第59条の規定に基づく河川及び海域の昭和56年度における水質測定については、府域の主要93河川133地点（環境基準点78、準基準点55）及び大阪湾海域21地点（環境基準点15、準基準点6）に測定地点を設定し、河川ではシアン、カドミウム等健康項目を含む32項目、海域では健康項目を含む30項目について、毎月、定期的に監視を行った。

また、海域の底質測定については大阪湾海域に9地点の測定地点を設定し16項目の底質調査を実施した。

なお、昭和57年度の測定計画については、府水質審議会の答申「昭和57年度公共用水域の水質測定計画について」（昭和57年3月26日諮問、同日答申）に基づいて表3-3-10のとおり定めた。

また、海域の水質調査については、環境基準点のうち、港内3地点を除く12地点において昭和56年度に引き続き底層調査を行うこととした。

表 3-3-10 公共用水域の水質測定計画（昭和57年度）

(1) 測定地点及び測定機関

区分	水 域	測定地点 の 区 分	測 定 機 関								合 計			
			大阪府	近畿地方 建設局	大阪市	堺 市	東大阪市	吹田市	八尾市	高槻市		枚方市	豊中市	
水 河 川 測 定	淀川水域	環境基準点		8						3	3		14	
		準基準点								2	3		5	
		合 計		8						5	6		19	
	神崎川水域	環境基準点	10	3									1	14
		準基準点	5					3		1			2	11
		合 計	15	3				3		1			3	25
	寝屋川水域	環境基準点	5		1		1							7
		準基準点	1		4		3		4		1			13
		合 計	6		5		4		4		1			20
	大阪市内 河川水域	環境基準点			11									11
		準基準点			1									1
		合 計			12									12
	大和川水域	環境基準点	4	4		1								9
		準基準点	2	1		2								5
		合 計	6	5		3								14
	泉州諸河川 水 域	環境基準点	22			1								23
		準基準点	10			10								20
		合 計	32			11								43
河 川 計	環境基準点	41	15	12	2	1			3	3	1		78	
	準基準点	18	1	5	12	3	3	4	3	4	2		55	
	合 計	59	16	17	14	4	3	4	6	7	3		133	
海 域	大阪湾	環境基準点	15										15	
		準基準点			6								6	
		合 計	15		6								21	
底 質 測 定	海 域	大阪湾	測 定 点	9									9	

(2) 測定回数表

区分		生活環境項目 その他の項目	健康項目		特殊項目	
			健康項目A	健康項目B		
水質測定	河川	環境基準点(A)	年12回以上	年12回以上	年2回以上	年2回以上
		環境基準点(B)		年4回以上	年1回以上	年1回以上
	通目測定点	年1回以上(各1回について、2時間おき13回採水分析する。)	/	/	/	
	準基準点(C)	年4回以上	年4回以上	年1回以上	年1回以上	
	海域	準環境基準点(S)	年12回以上	年2回以上	年1回以上	年2回以上
		準基準点(T)	年4回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上
底質測定	海域	/	年2回以上	年1回以上	年1回以上	/

第2 水質自動観測局による監視・測定

河川水質の自動監視・測定を行うため、府では昭和45年度に淀川(大阪市東淀川区)に、昭和54年度には、総量規制の導入に併せて自動監視体制の整備を図るため、安威川(大阪市東淀川区)に、昭和55年度には寝屋川(大東市三箇)に、また、昭和56年度には第二寝屋川(大阪市城東区)に水質自動観測局を設置した。

このほか、大阪市では昭和45年度から50年度にかけて計10地点、堺市では昭和54年度に石津川(堺市浜寺石津)に1地点、茨木市では昭和46年度に安威川(茨木市西河原)に1地点、また、国(近畿地方建設局)においては昭和45年度から昭和47年度の間計6地点に設置し、現在22地点で水質自動観測局が稼働している(表3-3-11及び図3-3-4)。

測定項目については、測定地点により異なるが、水温、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、濁度、導電率、シアン、COD、全有機炭素（TOC）、酸化還元電位（ORP）、アンモニアである。

また、海域においては、昭和48年度に府が海域自動観測ブイ局（泉佐野沖）及びその基地局（府水産試験場）を設置して、水温、塩分、pH、流向、流速について連続測定を行っている。

表 3-3-11 水質自動観測局の設置状況

(昭和57年3月31日現在)

番号	河川名	測定地点	設置主体	設置年度	測定項目									
					水温	pH	DO	濁度	導電率	COD	TOC	シアン	ORP	NH ₄ ⁺
1	淀川	枚方大橋左岸	近畿地方建設局	45	○	○	○	○	○	○		○		○
2	"	" 右岸	"	"	○	○	○	○	○	○		○		○
3	"	淀川、神崎川分岐点右岸	大阪府	"	○	○	○	○	○	○	○	○		
4	猪名川	銀橋*	近畿地方建設局	50	○	○	○	○	○					○
5	"	軍行橋*	"	46	○	○	○	○	○	○		○		○
6	安威川	西河原橋	茨木市	"	○	○	○	○	○					
7	"	神崎川合流点前	大阪府	54	○	○	○	○	○	○		○		
8	神崎川	下新庄	大阪市	"	○	○	○	○	○	○			○	
9	"	出来島	"	"	○	○	○	○		○				
10	寝屋川	大東市三箇	大阪府	55	○	○	○	○	○	○		○		
11	"	今津橋	大阪市	45	○	○	○	○	○	○				
12	"	京橋	"	48	○	○	○	○	○	○			○	
13	第二寝屋川	長瀬川合流点前	大阪府	56	○	○	○	○	○	○		○		
14	平野川	衛門橋	大阪市	47	○	○	○	○	○	○			○	
15	大川	毛馬橋	"	50	○	○	○	○	○	○			○	
16	道頓堀川	大黒橋	"	45	○	○	○	○	○	○			○	
17	安治川	安治川大橋	"	47	○	○	○	○	○	○			○	
18	尻無川	河口	"	49	○	○	○	○		○				
19	木津川	千本松渡	"	48	○	○	○	○	○	○			○	
20	大和川	河内橋	近畿地方建設局	46	○	○	○	○	○			○		
21	"	浅香	"	47	○	○	○	○	○	○			○	
22	石津川	浜寺石津	堺市	54	○	○	○	○	○	○				

(注) 1 上表の13の水質自動観測局については、昭和56年度は稼働していない。

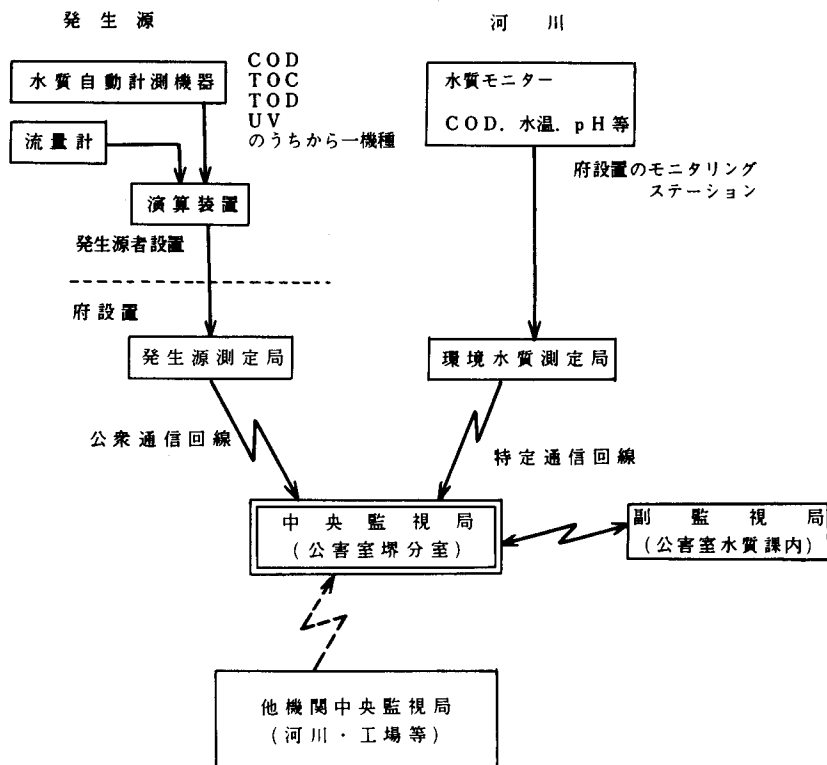
2 *印の銀橋、軍行橋の水質自動観測局は兵庫県内に設置されている。

第3 水質テレメータ監視システムの整備

水質総量規制の適正かつ円滑な推進を図るために河川の水質状況と工場・事業場の発生源から排出される汚濁負荷量を一元的に把握できる水質テレメータ監視システムを昭和56年度を初年度として整備をはじめた。その構成は図3-3-5のとおりである。

昭和56年度は、公害室堺分室（大阪府臨海センタービル内）に中央監視局を設置したのをはじめ、水質課内に副監視局を、日排水量が5万 m^3 以上の13の工場・事業場に発生源測定局を、安威川、寝屋川の河川水質自動観測局に環境水質測定局を設置し、各測定データを収集、処理している。

図3-3-5 水質テレメータ監視システムの構成



第4 瀬戸内海環境保全対策等について

1 瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の策定

府は、瀬戸内海の水質保全及び自然景観の保全を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法第4条の規定により「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を昭和56年7月15日に策定した。

この計画は、同法第3条に規定する「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、府域において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を定めたものである。

2 瀬戸内海環境保全知事・市長会議

瀬戸内海沿岸13府県5政令市（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、京都市、大阪市、神戸市、広島市及び北九州市）で構成する「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」（昭和46年7月設置）では、昭和56年度（第11回会議）において、瀬戸内海の環境保全を図り人間性豊かな生活ゾーンの実現をめざすため主に下水道の整備について意見交換を行った。

また、関係各省及び国会に対して、①水質監視・測定体制の拡充強化 ②瀬戸内海環境保全普及活動の拡充 ③生活排水処理対策の推進 ④水質浄化対策事業等の促進 ⑤富栄養化・赤潮対策の確立 ⑥合成洗剤対策の推進 ⑦下水道整備に対する特別措置 ⑧廃棄物処理対策の推進 ⑨船舶航行の安全対策及び海洋汚染防止対策の強化 ⑩自然海浜の保全等に対する特別措置 ⑪総合研究機関の設置 ⑫環境影響評価制度の確立 ⑬瀬戸内海の環境保全に係る財政上の特別措置、について要望を行った。

3 大阪湾海水汚濁対策協議会

大阪湾沿岸3府県15市7町で構成する「大阪湾海水汚濁対策協議会」（昭和47年11月設置）では、昭和56年度（第10回総会）において、大阪湾の水質汚濁の防止を図るため下水道の整備等について意見交換を行った。

また、関係各省及び国会に対して、①下水道整備の促進 ②赤潮防止対策の推進 ③合成洗剤対策の推進 ④海面、海底及び河川の清掃事業の推進 ⑤廃棄物の処理対策の推進 ⑥船舶航行の安全対策及び海洋汚染の防止対策 ⑦海浜等の整備事業の推進 ⑧水質監視・測定体制の拡充強化、について要望を行った。

4 淀川等の水質汚濁対策連絡協議会

府域の主要河川である淀川、神崎川、大和川並びに大阪港の水質汚濁を防止するため、流域関係機関によりそれぞれ淀川水質汚濁防止連絡協議会、神崎川水質汚濁対策

連絡協議会、大和川水質汚濁防止連絡協議会及び大阪港海水汚濁防止対策協議会を組織し、相互に連絡調整を図りながら水質汚濁対策の推進について協議を行った。